

# 正副会長の活動状況

## 弁理士に求められているもの

平成 19 年度 日本弁理士会副会長 山川 茂樹

### 1. はじめに

中島会長以下、正副会長 9 名および執行理事 11 名からなる本年度執行役員会がスタートして 2 ヶ月が経とうとしています。お蔭様で、4 月中旬に委員会等の立ち上げが終わり、本年度事業計画および予算等についても連休明けの常議員会を経て 5 月末の定期総会を待つばかりとなりました（本稿執筆時点）。正副会長は、昨秋からの準備期間も含めると、役員会務関係に携わって約半年が経過した計算になりますが、いざその任期が始まると、省庁、裁判所その他関連機関への対応等、対外的な活動も多く、実際の会務運営の現場に立って改めてその責任の重さを実感する毎日です。

今年は弁理士法改正案の国会審議に対応するため、就任早々、特許庁、弁理士政治連盟その他関係方面の支援を頂きながら活動しています。今回は、この弁理士法の改正を通じて、弁理士に求められているものを改めて考えてみたいと思います。

### 2. 弁理士法の改正

弁理士法は平成 12 年に全面改正され、弁理士は、知的財産権の取得や活用をサポートする専門的サービスの担い手として位置付けられました。今回の弁理士法の改正は、平成 12 年の弁理士法改正の 5 年後の見直しによるものです。改正の目的は、(1) 弁理士の資質の向上及び責任の明確化と、(2) 知的財産に関する専門職としての多様なニーズへの対応です。今回の改正により、登録前の実務修習の制度が導入され、既登録弁理士にも研修の定期的受講が義務付けられます。また、弁理士の業務範囲の拡大が図られるとともに、利用者の弁理士の選択に資するため、弁理士に関する情報の公開が求められることとなります。

### 3. 弁理士に求められているもの

今や弁理士の業務は、従来からの特許、実用新案、意匠、商標に関する出願代理・権利化にとどまらず、

知的財産の創造、保護、活用のあらゆる分野に拡がっており、弁理士には、知的財産を通じてユーザーの事業活動に積極的に関与することが期待されていると言えます。このような社会の期待に応えるためには、権利化業務についてはより高度なサービスを提供し、またその関連・周辺業務についても、知的財産に関する専門的知見を生かして技術、法律、経営の視点からの確かなアドバイスができるよう、各弁理士のスキルの「高さ」と「幅」を追求していかなければならないと考えます。もちろん、一人の弁理士があらゆるニーズに応えることは困難ですが、一人ひとりの弁理士が、自己の専門性を生かしつつ、「知的財産のプロフェッショナル」を目指して研鑽を積むことが求められていることは間違いありません。

### 4. 日本弁理士会の対応

日本弁理士会としては、本年度の事業の柱の一つに「弁理士業務の高度化・広域化の推進と研修・人材育成事業の拡充」を掲げ、知的財産の観点から企業経営に関与できる「総合アドバイザー型」の弁理士の育成をはじめ、研修コンテンツの充実およびシステムの増強を予定しています。ここで総合アドバイザー型の弁理士の育成には、弁理士以外の業種や外部機関との連携が必要になると思われます。また、周辺業務に関しても、これを「弁理士のビジネス」として確立することが欠かせません。人材育成を始めとするこれらの事業は 1 年、2 年で目に見える成果は得られないかも知れませんが、弁理士の将来にとって必要な投資であると考えています。

本年度の日本弁理士会の事業には、弁理士に対する信頼の維持向上への対応や社会貢献活動も含まれていますが、紙面の都合上、今回は割愛させて頂きました。

最後に、日本弁理士会の会務に対する会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。